

令和6年4月に小学校へ入学予定のお子様の保護者様へ  
(就学援助制度) 入学支度金の申請のお知らせ

(英訳版: Notice for Admission Allowance、 中訳版: 入学準備金的通知)

◆ 対象者について(所得審査があります。) ◆

次の(1)~(3)のすべての要件に該当する方

- (1)世帯合計所得が就学援助の認定基準額内である方(※認定基準額は下記参照)
- (2)現時点および令和6年4月以降も豊島区に居住される方
- (3)お子様が令和6年4月に国公立の小学校へ入学される方

※現時点で私立小学校等への入学を検討されている方でも申請可能ですが、私立小学校への入学が確定した場合は支給されません。

ただし、次の(4)~(6)のいずれかに該当する場合は支給対象外となります。

- (4)生活保護を受給している方(※生活福祉課から支給されます。)
- (5)他の自治体で既に入学支度金を受給している方
- (6)特別支援学校へ入学される方(※入学前は対象外ですが、入学後、4月中に就学援助を申請して認定となれば、就学奨励費(別途、特別支援学校で申請)との差額を支給いたします。)

○認定基準 : 令和4年中の世帯所得額が下記の「認定となる所得額の例」に該当する方

「認定となる所得額の例」

人数	世帯構成	世帯全員の合計所得額 (R4.1.1~R4.12.31)
2人	母、小1	302万円未満
3人	母、小6、小1	374万円未満
4人	父、母、中2、小3	411万円未満
5人	父、母、小6、小1、祖母	432万円未満
6人	父、母、中2、小3、祖父、祖母	494万円未満

※上記基準額はモデル例です。家族構成や年齢によって認定基準額が異なるため、基準額を超えていると思われる場合であっても、援助を希望する場合は必ずご申請ください。

◆ 支給について ◆

支給額: 64,300円

※支給時期は3月下旬を予定しております。

※保護者口座へ直接振込みます。

◆ 申請手続きについて ◆

同封している『令和6年4月入学予定(新小1)就学援助申請書』に必要事項を記入のうえ、添付書類と合わせて、豊島区教育委員会 学務課へ郵送または窓口へご提出ください。なお、添付書類については、申請書裏面をご参照ください。

(裏面に続きます)

## ◆ 申請期限・申請方法について ◆

提出期限：令和6年1月19日(金)

窓口申込の場合：【受付時間】午前8時30分～午後5時

郵送申込の場合：提出期限内、消印有効（※郵送事故等の責任は負いかねます。）

## ◆ 留意事項 ◆

- ・当申請に関して、入学予定先の確認をさせていただくため、別紙の入学確認票の提出等の案内をご参照のうえ、期日までに手続きを行ってください。なお、豊島区以外の区市町村立の小学校へ入学予定の場合には、下記問合せ先までご連絡ください。
- ・今回「認定となった方」でも、4月中旬に改めて「令和6年度」の申請が必要です。  
「令和6年度」の就学援助が認定の場合、入学支度金以外(例：学用品費等)の援助を受けることができます。今回、支給を受けた方は入学後の「入学支度金」の支給は行いません。
- ・今回「否認定となった方」は、4月中旬に改めて「令和6年度」の申請を行ってください。  
再度申請を行えば、認定となる場合がございます(例：前年と比べて世帯所得が減少した場合等)。「令和6年度」の就学援助が認定の場合、入学支度金及び学用品費等の援助を受けることができます。
- ・支給後に、下記①または②のいずれかに該当された場合は、入学支度金を返還していただきます。  
(該当された場合は、速やかにご連絡をお願いします。)
  - ① 小学校入学前に豊島区外へ転出された場合
  - ② 国公立の小学校へ入学されなかった場合

翻訳版をご希望の方は、豊島区教育委員会のホームページをご参照ください(12月下旬掲載予定)。

(英訳) If you need translation, please visit our website of Toshima City, Board of Education.

(Will be posted late December)

(中訳) 如果您需要翻译版本, 请参考丰岛区教育委员会的网站主页(预计12月下旬登载)。

## ◆ 問合せ先・提出先 ◆

〒171-8422 豊島区南池袋2-45-1 豊島区役所本庁舎7階 (⑦番窓口)

豊島区教育委員会事務局教育部 学務課 学事グループ TEL:03-3981-1174(直通)